

商標権侵害差止等請求事件

平成21年(ワ)第1992号 判決日:平成22年3月26日

キーワード:商標の使用

〔概要〕

原告株式会社クリスタルキングカンパニーが、被告が歌手として出演するコンサートの新聞広告に被告の芸名及び顔写真とともに「クリスタルキング」の標章を掲載させたことにより原告会社の商標権を侵害したとして、標章の使用の差止め等を求める事案である。

〔争点〕

被告が、「クリスタルキング」の標章を付した本件新聞広告を頒布して本件商標を使用し、本件商標権を侵害したかどうか、などが争点となった。

〔裁判所の判断〕

本件コンサートは、1970年代から1990年代にかけてのヒット曲を集め、これをヒットした当時のアーティスト本人が歌唱する点に特徴があり、本件コンサートの主な需要者は、当該アーティスト本人のファンやこれらの曲がヒットしたときに当該曲に慣れ親しみ、当時を懐かしんでアーティスト本人の歌唱を生で聞きたいと欲する視聴者層であって、これらの需要者においては、グループがヒットさせた曲を当該グループのボーカリスト1名のみが本件コンサートに出演して歌唱するものについて、当該グループが本件コンサートに関する本件新聞広告が掲載された平成20年8月7日の時点においてもヒットした当時と同じメンバーで音楽活動を行っているものと通常考えるものではなく、また、本件コンサートは当該曲がヒットした当時のボーカリスト本人の歌唱によって再現される点に魅力があるのであって、そのボーカリストが上記時点において当該グループに所属しているかどうか、当該グループとどのような関わりを持っているかについて特段の関心を持つものとは認め難いというべきであるから、本件新聞広告における「大都会/田中雅之(クリスタルキング)1979」及び「田中雅之(クリスタルキング)」の表記に接した上記の需要者が、上記表記中の「クリスタルキング」の記載が、被告が上記時点において「クリスタルキング」に所属すること、あるいは被告が「クリスタルキング」として歌唱を提供することを表示するものと認識するものとはいい難く、ましてや原告Aをメンバーとして現に活動中のバンド「クリスタルキング」に所属していることを表すものと誤信するのが当然であるものとは認められない。

もっとも、被告は平成9年12月に「クリスタルキング」を脱退し、本件新聞広告が掲載された平成20年8月7日の時点では「クリスタルキング」に所属しておらず、他方で、原告Aをメンバーとする「クリスタルキング」が現に活動中であったこと(前記ア(ア))に照らすならば、被告が「大都会」がヒットした当時の「クリスタルキング」のボーカリストであったことを説明するに当たっては、「大都会/田中雅之(クリスタルキング)1979」及び「田中雅之(クリスタルキング)」と表記するよりも、「田中雅之(元クリスタルキング)」などのように「クリスタルキング」の前に「元」をつけて、被告がクリスタルキングの現メンバーではないことを明示するのがより正確で、適切であったというべきであり、その点では配慮不足を認めない(読売広告社が、本件新聞広告が掲載された後に、本件コンサートのポスター及び中吊り広告に、被告について「田中雅之(元クリスタルキング)1979」、「※本コンサートの一部広告で田中雅之氏の表記に誤解を招く表現がありましたので訂正いたしました」との記載をしたのは(前記ア(エ))、このような趣旨によるものとうかがわれる。)。しかし、この点を勘案しても、本件新聞広告における「大都会/田中雅之(クリスタルキング)1979」及び「田中雅之(クリスタルキング)」の表記中の「クリスタルキング」の記載は、「クリスタルキング」の標章について被告による音楽演奏の役務の出所識別機能を果たしていない態様での使用に当たるとの前記イの認定を左右するものではない。

以上のとおり、本件新聞広告における「大都会/田中雅之(クリスタルキング)1979」及び「田中雅之(クリスタルキング)」の表記は、「クリスタルキング」の標章について被告による音楽演奏の役務の出所識別機能を果たしていない態様での使用に当たるものと認められるから、本件商標の「使用」に当たらず、本件商標権を侵害するものではない。

以上